

1 動物の保護管理に関する事業

(1) 県内収容頭数及び措置状況（和歌山市除く）

①収容状況

単位：頭・匹

		狂犬病	動愛法			計	前年度からの継続飼養
		抑留	所有者引取	拾得者引取	負傷収容		
犬	成	150	41	59	8	258	24
	幼		19	7	6	32	2
	計	150	60	66	14	290	26
猫	成		31	466	33	530	19
	幼		15	1116	68	1199	1
	計		46	1582	101	1729	20
その他	成				0	0	0
	幼				0	0	0
	計				0	0	0

*狂犬病抑留：狂犬病予防法に基づく犬の抑留

*動愛法：動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の収容（所有者引取、拾得者引取（警察からの依頼含む）、負傷動物収容）

*「幼」：収容時に生後90日齢以下のもの（推定含む）（以下同じ）

②措置状況

単位：頭・匹

		返還		引取取り下げ	譲渡	自然死	殺処分	計	次年度へ継続飼育
		狂犬病	動愛法						
犬	成	60	22	2	13	15	137	249	33
	幼		1	0	23	1	2	27	7
	計	60	23	2	36	16	139	276	40
猫	成		13	0	10	117	392	532	17
	幼		1	3	44	421	727	1196	4
	計		14	3	54	538	1119	1728	21
その他	成		0	0	0	0	0	0	0
	幼		0	0	0	0	0	0	0
	計		0	0	0	0	0	0	0

*返還：「狂犬病予防法」に基づき抑留した犬、「動物の愛護に及び管理に関する法律」に基づき拾得・負傷収容した犬猫を飼い主に返還するもの

*引取取り下げ：動愛法に基づき実施した所有者から引き取りを取り下げしたもの